

東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、町民が行う省エネルギー対策を支援するため、対象システムを設置する者に補助金を交付することに関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電施設 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電力が逆流されるもの（戸建住宅の場合は、太陽電池の最大出力（構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計の出力をいう。）10キロワット未満の設備に限る。）をいう。
- (2) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS） 家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの可視化を行うとともに、機器の電力使用量等を調製する制御機能を有するものをいう。
- (3) 定置用リチウムイオン蓄電システム リチウムイオン蓄電池（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるものをいう。
- (4) 一体的導入システム 住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）及び定置用リチウムイオン蓄電システムを補助の対象となる者の居住する住宅等に同時に設置するシステムをいう。
- (5) 家庭用燃料電池システム 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される電気と熱の供給を主目的としたシステムをいう。
- (6) 電気自動車等充給電設備 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なものをいう。
- (7) 太陽熱利用システム 太陽エネルギーを熱エネルギーへ変換し、水等の熱触媒を加熱する集熱器及び当該熱媒体を貯める貯湯部又は蓄熱槽で構成されるシステムであって、集熱器及び貯湯部の間を自然循環作用によって熱輸送を行い給湯に利用するもの（以下「自然循環型太陽熱利用システム」という。）又は集熱器及び蓄熱槽の間を強制循環によって熱輸送を行い、給湯、暖房等に利用するもの若しくは集熱器で暖められた空気を集熱ファンにより強制的に室内に送風し、暖房等に利用するもの（以下「強制循環型太陽熱利用システム」という。）をいう。
- (8) 対象システム 一体的導入システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、家庭用燃料電池システム、電気自動車等充給電設備及び太陽熱利用システムのうち、

愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱第3条に規定する住宅用地球温暖化対策設備の要件を満たすものであって、未使用のものをいう。
(9) 建売住宅供給者等 建売住宅等に対象システムを設置する計画を有し、当該年度中に工事を完了し販売できる者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（法人を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、町税を滞納していないものとする。

(1) 本町に住所を有する者（第8条に規定する実績報告書を提出するときまでに本町に住所を有する予定のものを含む。）で、自ら居住する町内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。ただし、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。）に対象システムを設置する者

(2) 自ら居住するため建売住宅供給者等から、町内の対象システム付き住宅（新築住宅に限る。）を購入し、第8条に規定する実績報告書を提出するときまでに当該住宅に住所を有する者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる対象システムの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 一体的導入システム 1システムにつき10万円とする。

(2) 定置用リチウムイオン蓄電システム 1システムにつき8万円とする。

(3) 家庭用燃料電池システム 1システムにつき6万円とする。

(4) 電気自動車等充給電設備 1システムにつき5万円とする。

(5) 自然循環型太陽熱利用システム 1システムにつき2万円とする。

(6) 強制循環型太陽熱利用システム 1システムにつき4万円とする。

2 対象システムに対する補助金の交付は、対象システムの種類ごとに1世帯につき1回限りとする。

3 第1項第1号及び同項第2号に掲げる対象システムに対する補助金の交付は、いずれか1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする第3条第1号に該当する者は、対象システムの設置工事の着工前に、あらかじめ東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付申請書（様式第1。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

(1) 案内図

(2) 平面図又は配置図

(3) 設置工事着手前の現場写真（設置予定箇所及びその全景）

(4) 工事請負契約書又はシステム設置工事に係る次に掲げる事項が明記されている見積書の写し

ア メーカー

イ 型式

ウ 住宅用太陽光発電施設の場合には、太陽電池の最大出力

(5) 対象システムの仕様の記載のあるパンフレットの写し

(6) 町税の納税証明書（未納がない証明書）

2 補助金の交付を受けようとする第3条第2号に該当する者は、住宅の引き渡し予定日前までに交付申請書に次に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

(1) 前項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる書類

(2) 対象システムの設置写真及び住宅の全景写真

(3) 住宅の売買契約書の写し（設備の購入費及び設置費の内訳が分かるものに限る。）

3 第1項第6号に規定する町税の納税証明書（未納がない証明書）は、申請者が町職員による町税の納付状況の確認について同意する場合は、町税納付状況等確認同意書（様式第1の2）をもってこれに代えることができる。

4 町長は、交付申請書の受付を先着順に行い、交付申請額の合計が予算の範囲を超えたときは、交付申請書を受け付けないものとする。

（交付の決定及び通知）

第6条 町長は、交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付決定通知書（様式第2）により補助金交付の決定を申請者に通知するものとする。

（計画変更）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定に係る工事の内容を変更しようとするとき又は廃止若しくは中止しようとするときは、速やかに東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置計画変更承認申請書（様式第3。以下「計画変更承認申請書」という。）を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、町長が軽微な変更と認める場合は、提出を省略することができる。

2 町長は、計画変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置計画変更承認通知書（様式第4）により当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第8条 交付決定者は、対象システムの設置工事が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該会計年度の3月15日のいずれか早い日までに、東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金実績報告書（様式第5）に次に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

(1) 対象システムの設置に要した費用に係る領収書の写し

(2) 補助対象機器の保証書の写し

(3) 対象システムが一体的導入システムの場合には、住宅用太陽光発電施設に係る電力受給契約を締結したことを証明する書類の写し

(4) 第3条第1号に該当する者にあつては、対象システムの設置工事完了後の現場写真

(5) 住民票（町外からの転入者に限る。）

(6) その他町長が必要と認める書類

2 前項第5号に規定する住民票は、申請者が町職員による住民登録の確認について同意する場合は、町税納付状況等確認同意書（様式第1の2）をもってこれに代えることができる。

（補助金の交付）

第9条 町長は、前条の実績報告書を審査し、適当と認めたときは、交付決定者の請求により補助金を交付する。

2 前項の請求は、東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金請求書（様式第6）を町長に提出することにより行うものとする。

（取得財産の管理及び処分）

第10条 交付決定者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、適切な保守及び点検の実施により発電量等の維持に努めなければならない。

2 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して町長が定める期間内において、町長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して取得財産を使用、譲渡、交換、貸付け又は担保として提供（以下「処分」という。）をしてはならない。

3 交付決定者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ東浦町住宅用地球温暖化対策機器処分承認申請書（様式第7）を町長に提出しなければならない。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で取得財産を処分する場合はその限りでない。

4 町長は、前項の申請書を受け付けたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、取得財産の処分を承認するときは、東浦町住宅用地球温暖化対策機器処分承認通知書（様式第8）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

（現地調査）

第13条 町長は、補助金を適正に交付するため、対象システムの設置工事の状況等を必要に応じて確認するものとする。

（協力）

第 14 条 町長は、交付決定者に対し、必要に応じて対象システムの運転状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(東浦町高効率エネルギーシステム設置費補助金交付要綱の廃止)

3 東浦町高効率エネルギーシステム設置費補助金交付要綱（平成 19 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要綱による改正後の東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱附則第 2 項の規定は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、施行日以後にされる新要綱第 5 条第 1 項又は同条第 2 項の規定に基づく申請から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱による改正後の東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後にされる新要綱第5条第1項又は第2項の規定に基づく申請から適用する。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定に基づいて作成された申請書は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。